

厚生労働省告示第二百六十五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第二号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び本文各号列記以外の部分中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。
第二号を削る。

第三号中「介護給付費等単位数表」を「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に改め、同号を第二号とする。